

個人情報保護法等に基づく公表事項等

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

富里市農業協同組合

制定 平成17年 4月 1日

改定 平成22年 1月29日 平成23年10月27日 平成27年 8月26日
平成28年 7月28日 平成29年 5月30日 平成29年 8月29日
平成31年 4月 1日 令和 3年 2月22日 令和 4年 4月 1日
令和 4年10月25日 令和 6年 9月26日 令和 7年 3月29日

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（保護法21条1項関係）

次のとおりです（後記3以下も併せてご覧ください）。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

○個人情報を取得する際の利用目的（保護法第21条1項関係）

事業分野	利用目的
信用事業(注1)	・金融商品・サービス利用申込の受付 ・本人の確認 ・利用資格等の確認 ・金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断 ・契約の締結、維持管理及び事後の管理 ・契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・受託業務の遂行 ・当組合が提供する商品・サービス(注2)に関する各種の情報のご提供等

うち与信業務(信用事業 以外の与信を含む)	・融資等の申込の受付 ・本人の確認、利用資格等の確認 ・金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断 ・与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・受託業務の遂行 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業	・申込の受付 ・本人の確認 ・共済契約引受の判断 ・共済契約の継続・維持管理 ・共済金等の支払 ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
損害保険代理業	・損害保険契約の勧誘、募集、締結等
購買事業(注3)	・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

農畜産物委託販売事業 (注 4)	・ 申込の受付 ・ 契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・ 費用・販売代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導	・ 経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・ 経費の賦課 ・ 与信の判断 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
宅地等供給事業(注 5)	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
冠婚葬祭業	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農機等整備業	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

生活指導事業	・生活改善指導とそれに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課、費用・代金の決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
産直事業	・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・食品安全管理 ・経費の賦課、費用、代金の決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
組合員等管理	・会議・催事等のご通知・ご案内 ・組合員資格の管理（理事等の選出における手続き含む） ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
採用・雇用管理	・採用の可否の判断 ・雇用の維持・管理 ・健康保険組合等関係機関・団体への提供 ・身元保証人等に対する当組合からのご通知・ご連絡等

(注 1) 日本標準産業分類の農林水産金融業に相当する事業

(注 2) 当組合が提供する商品・サービスとは、当組合が行っている全ての事業に係る商品・サービスをいい、以下の各項目において同じです。

(注 3) 同分類の各種の小売業に相当する事業

(注 4) 同分類の農畜産物卸売業に相当する事業

(注 5) 同分類の不動産取引業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸管理業、駐車場業）に相当する事業

○特定個人情報取得時の利用目的

利 用 目 的
出資配当金に関する支払調書作成事務 金融商品取引に関する法定書類作成事務 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務 贈与税非課税措置に関する事務 預貯金口座付番に関する事務 共済契約に関する支払調書作成事務 報酬・料金等に関する支払調書作成事務 不動産の使用料等に関する支払調書作成事務 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務 その他法令で認められた事務

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第32条1項2号関係）
次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称及び住所並びに代表者氏名

富里市農業協同組合（代表理事組合長 根本 実）

住所：千葉県富里市七栄652-225

(2) すべての保有個人データの利用目的

○当組合の保有個人データの利用目的

データベース等の種類	利 用 目 的
組合員等名簿	・ 会議・催事のご通知・ご連絡 ・ 組合員資格の管理（理事等の選出における手続き含む） ・ 組合員その他の利害関係の閲覧請求への対応 ・ 経費の賦課 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
信用事業に関するデータベース	・ 金融商品・サービス利用申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 契約の締結 ・ 契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・ 市場調査及び当組合の提供する商品・サービスの開発・研究

	・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供 ・与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業に関するデータベース	・申込の受付 ・本人の確認 ・共済契約引受の判断 ・契約の締結・維持管理 ・共済金等の支払 ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導に関するデータベース	・経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課・与信の判断 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
経済事業に関するデータベース	・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・費用・代金の請求・決済 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
統合情報データベース	・本人の確認 ・与信の判断、契約の維持・管理 ・取引内容・履歴等の管理 ・市場調査及び商品・サービスの開発・研究・業務の遂行に必要な範囲で行う業務提携先等第三者への

	提供 ・資産査定・決算事務等内部管理 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の 情報のご提供等
個人番号に関する データベース	・個人番号関係事務の実施

注) ご不明な点につきましては、ご本人さまからのお申出により遅滞なくご回答させていただきます。

【参考資料】「利用目的の特定」に関する考え方について

個人情報保護法により、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲を越えて個人情報を取り扱ってはならないこととされています（法第17条・18条）。また、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならないこととされています（法第21条）。

本資料は、一般的に考えられる個人情報の利用目的を例示したものであるので、JAにおいては、自らの利用実態等を踏まえ各事業の利用目的を適切に設定することが必要となります。

なお、「利用目的の特定」に関し、『『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A』（令和3年9月10日更新）においては、以下の通りの考え方が示されています。特に、【※】以下は、令和3年のQ&Aの更新時に追加された内容であり、JAにおいて該当がある場合には、この趣旨を踏まえ利用目的を特定のうえ、公表等を行う必要があることにご留意ください。

■「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（令和3年9月10日更新）
（利用目的の特定）

Q2-1 個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を「できる限り特定しなければならない」とされていますが、どの程度まで特定する必要がありますか。

A2-1 利用目的を「できる限り」特定するとは、個人情報取扱事業者において、個人情報をどのような目的で利用するかについて明確な認識を持つことができ、また、本人において、自らの個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて一般的かつ合理的に予測・想定できる程度に、利用目的を特定することをいいます。このため、特定される利用目的は、具体的で本人にとって分かりやすいものであることが望ましく、例えば、単に「お客様のサービスの向上」等のような抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、できる限り具体的に特定したことにはならないと解されます。

【※】また、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。具体的には、以下のような事例においては、分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があります。

事例１）ウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信する場合

事例２）行動履歴等の情報を分析して信用スコアを算出し、当該スコアを第三者へ提供する場合

(3) 開示等の求めに応じる手続

保有個人情報等（個人データの第三者提供記録を含みます。）にかかる開示等の求めに応じる手続は、以下の通りです。なお、当組合が行うダイレクトメールや電話によるご案内等について、ご本人または代理人の方から利用停止のお申し出があった場合には、ただちにダイレクトメールや電話によるご案内のための個人情報の利用を中止いたします。

※各項目の省略した内容は、「保有個人情報等の開示等に関する手続規程」から必要な項目を記載すること。

(i) 開示等の求めのお申出先

当組合の保有個人情報等に関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。なお、お取引内容等に関するご照会は、お取引窓口にお尋ね下さい。

（富里市農協 総務課 TEL 0476-93-2111）

（受付時間 午前9時～午後4時 土・日・祝日を除く）

(ii) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式（本人より個人情報開示請求書の提出、代理人による請求については代理人資格の確認を求めます。窓口受付が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は郵送で受け付けることができます。）

(iii) 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法（運転免許証、健康保険の被保険証、パスポート、印鑑証明と実印または外国人登録証明書の提示を求めます。郵送又はFAXの場合は運転免許証又はパスポートの写しの他に、住民票又は請求書に実印の押印と印鑑証明書の同封を求めます。

FAXによる場合は、上記の写しの送付を求めます。）

(iv) 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知及び開示の請求については、1件当たり300円の事務手数料を頂きます。ただし、当方の過失により開示した個人データに誤りがあった場合には、收受した手数料を返還致します。）

(4)安全管理措置に関する事項

当組合が講じている保有個人データの安全管理措置の主な内容は次の通りです。

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「富里市農業協同組合個人情報保護方針」を策定しています。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について「個人情報取扱規程」を策定しています。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、保護法や個人情報取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

④ 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に対する研修を実施しています。

⑤ 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

⑥ 技術的安全管理措置

アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

⑦ 外的環境の把握

外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握したうえで、安全管理措置を実施しています。

(5)保有個人データの取扱いに関し当組合が設置する苦情のお申出先窓口

(富里市農協 総務課 TEL 0476-93-2111)

(6)当組合が対象事業者である認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決のお申出先（認定個人情報保護団体が設置されたときに記載する）

3. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1)当組合は、個人信用情報機関およびその加盟会員（当組合を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第27条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

- ① 当組合が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第14条の4等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。
- ② 下記の個人情報（その履歴を含む。）が当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法（旧法）が全面施行された平成17年4月1日後の契約については、前記（1）に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

- ③ 共同利用される個人データの項目
官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）
- ④ 共同利用者の範囲全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会に正会員として加盟している銀行

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

⑤ 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

⑥ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名
一般社団法人 全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

代表者氏名は、下掲のウェブページにおける「4. 個人データの共同利用について」－「(1)官報情報の共同利用」－「D. 個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/privacy/>

(3) 上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当組合ではできません。）

① 当組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

② 同機関と提携する個人信用情報機関

(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

〒101-0046 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビルB館4階

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事

業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関

4. 共同利用に関する事項（保護法第 27 条第 5 項 3 号関係）

保護法第 27 条第 5 項 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規程に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産その他の基本情報
- ・ 共済契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他の共済契約関連情報
- ・ 決済口座、掛金払込、共済金等支払の取引内容その他の取引関連情報
- ・ その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同利用する者の範囲

当組合及び全国共済農業協同組合連合会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ 共済契約引受の判断
- ・ 共済契約の継続・維持管理
- ・ 共済金等の支払
- ・ 約款等に定める契約の履行その他契約者サービス
- ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究等
- ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供
- ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名

富里市農業協同組合（代表理事組合長 根本 実）

住所：千葉県富里市七栄 6 5 2 - 2 2 5

(2) 農林中央金庫との間の共同利用

① 共同利用するデータの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先等
- ・ 借入金残高、貯金残高等、信用事業取引の内容がわかる情報等

- ② 共同して利用する者の範囲
 - ・当組合
 - ・農林中央金庫
 - ③ 共同利用する者の利用目的
 - ・J Aバンクグループとしての金融機能不正利用防止に向けた取組み
 - ④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名
富里市農業協同組合（代表理事組合長 根本 実）
住所：千葉県富里市七栄6 5 2－2 2 5
- (3) 千葉県農業信用基金協会等との共同利用
- ① 共同利用するデータの項目
 - ・氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の属性に関する情報
 - ・契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
 - ・支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状および履歴に関する情報
（代位弁済後の求償権、裁判、調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利およびこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
 - ・支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績および下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
 - ・取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）
 - ② 共同して利用する者の範囲
当組合、千葉県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金および社団法人全国農協保証センター
 - ③ 共同利用する者の利用目的
 - ・借入契約および債務保証委託契約に関連する全ての与信判断ならびに与信後の管理
 - ・代位弁済後の求償権の管理
 - ・裁判・調停等により確定した権利の管理
 - ・完済等により消滅した権利の管理
 - ・上記権利に付随した一切の権利等に関する管理
 - ④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名
富里市農業協同組合（代表理事組合長 根本 実）
住所：千葉県富里市七栄6 5 2－2 2 5
- (4) 電子交換所との間の共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引金融機関等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、電子交換所に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設・貸出のご相談時の不渡情報の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者にかかる情報で、次のとおりです。

ア. 当該振出人の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書）

イ. 当該振出人について屋号があれば、当該屋号

ウ. 住所（法人については所在地）（郵便番号を含みます。）

エ. 当座取引開設の依頼者の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書、屋号があれば当該屋号）

オ. 生年月日

カ. 職業

キ. 資本金（法人の場合に限ります。）

ク. 当該手形・小切手の種類および額面金額

ケ. 不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別

コ. 交換日（呈示日）

サ. 支払金融機関（部・支店名を含みます。）

シ. 持出金融機関（部・支店名を含みます。）

ス. 不渡事由

セ. 取引停止処分を受けた年月日

（注）上記ア～ウにかかる情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同利用する者の範囲

電子交換所（全国銀行協会）およびその参加金融機関

③ 共同利用する者の利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称及び住所並びに代表者氏名

一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1

代表者氏名は、下掲のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.zenginkyo.or.jp/privacy/#c17175>

(注) このほかに共同利用するケースがある場合には、上記に準じて以下記載すること。

5. 外国の第三者への提供の取扱いについて

当組合は、あらかじめ本人の同意を得て外国にある第三者（外国政府を含みます。）に個人データを提供（委託に伴って提供する場合を含みます。）する場合は、法令等に基づき、当該外国の個人情報保護制度等に関する情報の提供を行います。この場合において、提供すべき情報が事後的に特定できた場合には、お客様のご要請に応じて必要な情報を提供します。

また、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備します。

当該相当する措置の内容や事後的に特定できた情報についてお知りになりたい方は、当組合（総務部総務課）までご連絡ください。

【注】金融ガイドライン（改正案第13条）において、本事項は、『個人情報保護宣言』（個人情報保護方針）と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等により、公表することとする」とされているため、留意すること。

6. 備 考

当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

以 上

附則

この案内の変更は、平成23年10月27日から施行する。

附則

この事項の変更は、平成27年8月26日から施行する。

附則

この事項の変更は、平成28年7月28日から施行する。

附則

この事項の変更は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この事項の変更は、平成29年8月29日から施行する。

附則

この事項の変更は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この事項の変更は、令和3年2月22日から施行する。

附則

この事項の変更は、令和4年4月1日から遡及して施行する。

附則

この事項の変更は、令和4年10月25日から施行する。

附則

この事項の変更は、令和6年9月26日から施行する。

附則

この事項の変更は、令和7年3月29日から施行する。